

市長部局

民間でできることは民間に任せることで、国や地方自治体の役割は、できるだけ小さくすることが望ましいと言われてきました。しかし、国や地方自治体があるということは、わたしたちが生きていくうえで必要とする政策やサービスが、民間だけではすべてできないからです。国や地方自治体は採算を度外視して、人々が必要とする政策やサービスを提供する役割を担っています。

民間企業は受益に応じて対価を支払うべき自己責任の世界であり、公共事業は受益とは関係なく社会が必要とする財源を、

能力に応じて各人が負担することを基本としていて、相互扶助、相互協力の世界です。

したがって、国や地方自治体の役割が小さくなれば、人々の格差が拡大する傾向があります。自己責任と相互扶助、相互協力の線をどこで引くのか、しっかりと議論をしていかなければなりません。

今問われている格差の拡大を考えると、国として格差があり、より大きくならないようにするため、地方自治体などへのさまざまな財源措置が考えられ、制度化されています。地方交付税などの財源措置がその最たるものです。

しかし、それらがさらに削減され、税収の伸びも時間がかかっている状況の中で、地方自治体は給

与のカットや人員の削減、事業の縮小と必死に努力しています。

三位一体の改革という国を挙げての改革は、国も地方も国民も一体となって取り組まなければ成功しません。

本市においても行政と市民が一体となって取り組まねば、この時代は乗り切れないと考えています。行政改革、特に事務事業の事前事後評価をしながら、財政計画もしっかり見据えて、今後の市政を進めていきたいと考えています。

国民保護計画

平成16年6月に国民保護法が成立し、武力攻撃事態等への対処に関する基本方針や、国や地方自治体などの役割が定められ、有事の際には、自治体の首長が、

武力攻撃事態等における、警報の伝達、避難住民の誘導、救援の実施、退避の指示などを実施しなければならず、有事において住民をどう守るかを規定する、市町村の国民保護計画を策定することが義務付けられました。

本市では、武力攻撃などから市民の生命、身体及び財産を保護するため、県が本年3月に岡山県国民保護計画を策定したのを受け、本年度末までに「瀬戸内市国民保護計画」を策定します。

自主防災組織支援事業

阪神淡路大震災時には、倒壊家屋から救出された人のうち約95%の人が、自力、家族、近隣の人などにより救出されました。このことは、いかに自助・共助

の助け合いが大切であることを示しています。

また、災害発生時に住民による初期消火、救出、避難をより組織的に行うために、自主防災組織の必要性が強く叫ばれています。

このため本市では、新たに瀬戸内市自主防災組織活動支援事業補助金を設け、自主防災組織の結成の促進を図っていきます。各自治会単位で市に自主防災組織の届け出をし、届け出のあった自主防災組織のうちから、申請により、防災資機材の購入、防災マップの作成などについて、事業費の2分の1（上限5万円）を予算の範囲内で補助していきます。

行政評価システムの導入

昨年度から行政評価システムの導入準備を進めてきましたが、本年度に入り策定ができ、現在評価作業を進めています。

評価方法は担当部局でシートを記入し、担当部長が一次評価した後、二次評価すべき事業は、市長などで構成する内部評価委

員会で評価し担当部局の対応を求めます。また、事前評価については外部評価委員会での評価し、意見をもらいます。そして、最終評価結果については予算編成に反映させるとともに公表することとしています。

地域密着型サービス運営委員会

去る7月20日に第1回地域密着型サービス運営委員会を開催しました。

この運営委員会は、介護保険法や第3期事業計画に基づく、地域密着型サービスが円滑かつ適正に運営されるために、必要な事項を審査・協議する委員会であり、第1号・第2号被保険者の代表の皆さんや医療や福祉関係者の中から5人を委員として委嘱しました。

また、地域密着型サービス事業を展開しようとする事業者の公募も、市のホームページで行い、現在取りまとめ作業をしています。書類審査・現地確認などを行った後、運営委員会で審査します。



デイサービスは、みんなで楽しい時間を過ごします

特別養護老人ホーム

4月に、岡山市内のある企業家より、新たに社会福祉法人を立ち上げ、邑久町山田庄の市立邑久病院東側に、特別養護老人ホームを建設・運営したい旨の申し出がありました。

6月、特養50床・ショートステイ10床・デイサービスセンターの建設認可申請の提出がありました。

市の条件として、①市民のための施設であること。②市民病院とのタイアップを必ず行うこと。③地域交流を積極的に行うこと。以上の条件をもとに容認することとして、市の意見書を添付し、県へ提出しています。

行政ヒアリング・事業者ヒアリングが終了し、県において、法人設立に伴う指導が行われています。今年度、県の許認可が下りれば、19年度建設着手・20年度事業開始になる予定です。前述の地域密着型施設や入所施設が増えるということは、市民にとっては選択肢が増えるということですが、この上ないことではありませんが、介護保険財政面からいえば、利用者が増えれば当然介護給付費も上昇し、ひいては保険財政を圧迫し、介護保険料の上昇につながるという二刃の剣であると言わざるを得ません。

したがって、本年4月から法に位置づけられた「介護予防事業」や「地域支援事業」の推進により、できるだけ介護保険を使わずに一生が過ごせる「健康